

苅田町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(改定素案)について 概要

1. 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定する計画で、ごみ減量・リサイクルの推進など、苅田町における一般廃棄物(ごみ)の処理に関する基本的な考え方や目標、基本方針と施策などを定めた計画です。現計画(令和6年3月策定)は、令和6年度から令和15年度までの10年間の計画期間としています。

2. 計画見直しの趣旨

現計画では最終目標年度を令和15年度とし、ごみ減量の目標値を設定していますが、令和6年度における「町民1人1日当たりのごみ排出量」が令和15年度の目標値を概ね達成しつつある状況です。そのため、ごみ排出量の将来推計及びごみ減量の目標値(指標)を再度設定することとします。また、「新たなごみ処理システム」については、昨年度の環境審議会答申(「次期ごみ処理方式について」)を踏まえた改定を行いました。

3. 主な見直し項目【改定素案のページ】

①目標指標、目標値の再設定【P7～9】

現計画の目標指標に「町民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ量」を追加し、ごみ減量の目標値が国と同水準となるよう再設定しました。

②『食品ロス削減推進計画』の新規策定【P14、26～29】

「食品ロス削減推進法」に基づき、市町村において策定が努力義務となっている「食品ロス削減推進計画」を新たに策定しました。国の基本方針では、食品ロスを平成12年度比で令和12年度までに半減させるという目標を設定しており、本町においても国や県と同水準の目標値を設定しました。

③新たなごみ処理システムの検討【P23】

令和6年11月の環境審議会答申(「次期ごみ処理方式について」)を踏まえ、取組の方針等を修正しました。

④プラスチックごみの分別収集の検討【P18】

プラスチック資源循環促進法の施行を踏まえたプラスチック製品の分別、収集、資源化の実施に向けての検討を追加しました。

⑤計画期間及び基準年度の見直し【P6】

計画期間を令和7年度から令和15年度までとし(現計画は令和6年度～)、目標の達成状況を比較する際の基準年度を令和5年度(現計画は令和4年度)に見直しました。